



JASDAQ

平成 29 年 12 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 イメージ ワン
代表者名 代表取締役社長 高田 康廣
(JASDAQ・コード 2667)
問合せ先 取締役管理部長 鶴飼 良一
(TEL. 03-6233-3410)

監査等委員会設置会社移行に伴う「内部統制システムの基本方針」の 一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 12 月 20 日開催の第 34 回定時株主総会の承認に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

これに伴い、平成 29 年 12 月 20 日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。
なお、改訂箇所には下線を付しております。

記

1. 当社及び当社子会社の取締役、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業理念に基づき「社員行動基準」、「コンプライアンス指針」、「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度規程」などを整備するとともに、「リスク管理委員会」「コンプライアンス委員会」「内部監査委員会」の運営と社内教育等によりコンプライアンス体制の充実に努めております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」及び「I SMS 関連規程」に従って適切に保存・管理するとともに、監査等委員、会計監査人が閲覧可能な状態を維持しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に影響する重要事項の決定については、法令、定款、及び社内規程等に基づき、取締役会で厳正な審査を行っております。

また、経営環境や事業の変化に応じたリスクの見直し及び低減策の検討等を毎年定期的に行うことで、リスクの発生を未然に防ぎ、万が一リスクが発生した場合には、迅速に「リスク管理委員会」を招集して的確な対応策を決定しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営戦略及び業務執行に係る重要な意思決定を行うために、月 1 回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

また、取締役会規程及び組織規程などにより職務権限及び意思決定ルールを明確化し、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われる体制を確保しております。

5. 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制並びに子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社子会社の主要な日常業務については、稟議・決裁権限及び会計に関する手続において当社に準じた運用を行なっております。その他の子会社業務についても適宜報告を求める体制をとるとともに、子会社の重要な事業運営に関する事項については、当社において取締役会への報告並びに付議を行っております。

なお、当社の取締役は各子会社の取締役を兼任しており、職務の執行状況を随時把握しております。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、取締役の指揮から独立した使用人を置くことができます。

7. 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、職務執行に関して重大な法令・定款違反、不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告するものとしております。

監査等委員は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか必要に応じて重要会議等に出席するとともに、決裁書類等業務執行に係る重要な文書を開覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができます。

8. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「コンプライアンス規程」では、「内部通報制度」についても規定し、取締役、使用人等のコンプライアンス違反を認識した場合には、「コンプライアンス委員会」に通報しなければならないと定めており、通報者が不利益を被らないように保護規定を設けております。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会規則に従い、監査等委員会は会計監査人及び内部監査委員会との緊密な連携体制をとり、効率的な監査を実施するように努めるとともに、必要に応じ内部監査委員会に調査を求めることができます。

10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて会社の費用で法律・会計等の専門機関を活用することができます。

以上